

議員提出第1号議案

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年2月14日

提出者

議員定数等調査特別委員会

委員長 五 百 川 純 寿

(別紙)

議員提出第1号議案

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成13年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「37人」を「36人」に改める。

第2条の表益田選挙区の項中「3人」を「2人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、この条例の公布の日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に島根県議会の議員の職にある者に係る各選挙区において選挙すべき議員の数については、その任期が終わる日までの間に限り、なお従前の例による。